さとうきび生産者の皆様へ

今年も要件審査申請期間が始まります!ご用意の程、宜しくお願い致します。

甘味資源作物交付金を受け取るためには、<u>毎年 7/1~9/30 の間に、alic(農</u> 畜産業振興機構)への「要件審査申請書」などの書類の提出が必要です。

生産者に求められる要件

区分	交付金の対象者要件
A-1	認定農業者、特定農業団体、又はこれと同様な組織(面積要件なし)
A-2	収穫面積の合計が、1.0ha以上の生産者(法人含む)、4.5ha以上の協業組織
A-3	基幹作業面積の合計が、4.5ha以上の共同利用組織の構成員
A-4	A-1、A-2の生産者、又は基幹作業面積の合計が4.5ha以上の受託組織やサービス事業体に基幹作業を委託している者

②【要注意】平成30年産まで認められていた特例は、令和元年産から廃止になりました! 平成30年産で特例要件対象者だった方は、本則要件での制度加入に向けた取組を進めましょう!

特 例 要 件 【本則】共同利用や委託に供した実面積(<u>最大の基幹作業の面積)が、収穫</u> 面積の2分の1以上

【特例】共同利用や委託に供した実面積<u>(各は場ごとの最も大きい基幹作業面積の合計)が、収穫面積の3分の1以上</u>
※特例要件は、平成30年産をもって廃止となりました。

【令和元年産より特例要件が廃止になったことで…】

- ・上記の本則要件を満たさないと、事業に加入できなくなります。
- ・A-3及びA-4の生産者の皆様におかれましては、計画段階で本則を満たす 予定であっても、実際に共同利用や委託に供した実面積が、収穫面積の2分の1 未満になってしまった場合、交付金の対象外になってしまいます。
- このため、生産者の皆様におかれましては、作業内容を計画段階から変更する 場合、代理人の方にご連絡ください。

◎砂糖の価格調整制度について

alicは、甘味資源作物生産者や甘しゃ糖、てん菜糖製造事業者を支援するため、政策として輸入糖から調整金を徴収し、これらを財源として国内の甘味資源作物生産者と甘しゃ糖、てん菜糖製造事業者に交付金の交付を行っています。



制度加入の手続き方法などは、

各支所営農販売課にお尋ねください!

本所 27-1218 西之表 28-3815 南種子 26-1211 alic 鹿児島事務所 099-226-4731

